

《保護者の方へ（入所）》

清水が丘学園

I 清水が丘学園運営方針

- (1) 私たちは、子どもたちの権利を保障します。
- (2) 私たちは、子どもたちの成長・発達を支援します。
- (3) 私たちは、子どもたちの自立を支援します。
- (4) 私たちは、家庭や地域の子育てを支援します。

II 清水が丘学園のしくみ

(1) 利用のしくみ

利用の形態は3種類あります。

- ① 「入所」(定員 50 名) 学園での寮生活をする。
- ② 「通所」(定員 20 名) 学園に通いながら日中のみ利用する。
- ③ 「外来相談」(定員なし) 2週間から1か月に1回程度の来園相談。

(2) 支援のしくみ

学園では次の5点を中心に支援を進めています。

- ① 「**心理治療**」: 個別、小集団のカウンセリングや遊びを通じて、心のケアを行います。心理治療士が担当します。
- ② 「**生活支援**」: 基本的な生活の習慣を身につけるほか、子ども集団の中で暮らすことのできる適応力を育てます。支援員が担当します。
- ③ 「**学校教育**」: 普通学校の教科書を使用し、基礎的な学力を身につけるほか、学習意欲を育てます。進路指導も行います。(明石市立清水小学校・魚住中学校の施設内分教室)
- ④ 「**健康指導**」: 各種の検診、予防接種等を行うほか、心身の健康を増進するために必要な保健と栄養の指導を行います。治療の必要な疾病がある場合には外部医療機関と連携をとります。嘱託医師(児童精神科)、看護師が担当します。
- ⑤ 「**家族支援**」: 家族、または親子合同の面接等を通じて、家族関係の改善と調整を図ります。心理治療士が担当します。

これらの各部門がお互いに協力して総合的な観点から、児童一人ひとりの状況に配慮して支援を行っています。

また、入所時には、児童に目標を決めてもらい、ご家族にもご協力いただきながら支援を行います。

Ⅲ 学園生活について

(1) 日課

- 7 : 0 0 起床、掃除、朝食
- 8 : 3 0 登校
- 1 2 : 1 5 午前の授業終了、昼食
- 1 3 : 0 0 再登校
- 1 5 : 0 0 帰棟、おやつ、自由時間
掃除、宿題、個別面接、グループ・スポーツ活動、自治会等
- 1 7 : 0 0 学習時間
- 1 7 : 5 0 夕食
- 1 8 : 3 0 入浴
- 2 1 : 0 0 小学生就寝
- 2 2 : 0 0 中学生就寝

(2) 年間行事

①行事

- ・花見会 (4月)
 - ・サマーキャンプ (7月)
 - ・お楽しみ会 (12月)
 - ・誕生会 (月1回)
 - ・スポーツ大会
(卓球、バレー、野球、サッカー、マラソン他)
- ※ 他施設との交流もあります。

②ご家族も参加できる行事

- ・参観日 (6月)
- ・体育会 (9月)
- ・学園祭 (11月)
- ・卒業を祝う会 (3月)
※小6・中3の家族のみ

(3) 持ち物

衣類、履物、日用品、制服・学用品 (別紙参照)

その他 (マンガ、書籍、CD といった趣味のもの) は自分の管理できる範囲で持つことができます。

- ① 衣類：他の児童の物とまぎれやすいので、必ず記名をお願いします。大型洗濯機で洗濯しますので、破損、色落ちなどしても構わないものをお持ちください。
- ② 持ち込み禁止品：高価なもの、飲食物、化粧品類、アクセサリ、年齢不相応な物など
- ③ 貴重品預かり：現金、刃物類、小型ゲーム機、携帯電話

(4) 連絡・面接・帰宅について

- ① 家族の面接、児童との面会・電話

家族と学園職員との連絡：担当職員を窓口としておこないます。ご相談やご質問があ

る場合はまずお電話ください。

(月曜～金曜、9：00～17：00)

家族と児童との連絡・面会・外出：担当職員を通じて、曜日、時間を約束して行います。こども家庭センターの担当と相談しながら進めていきます。

② 家族宿泊

状況に応じて家族宿泊棟に宿泊し、家族で過ごしてもらうことがあります。

③ 帰宅

入所後 1 か月は帰宅を控えますが、その後は状況に合わせて帰宅を検討します。帰宅の頻度や時間については担当やこども家庭センターと相談して決めていきます。なお、長期休暇の帰宅：春休み、夏休み、冬休みの帰宅はご家庭や児童の状況に合わせて検討します。学園の行事等の関係で、休みが短くなることもあります。

なお、帰宅中及び帰宅帰園途上の事故等については、学園として責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

(5) 特に気をつけてほしい事

①自分や人を傷つけない：言葉や暴力で人を傷つけることはよくないことです。本人と学園職員でよく話し合い、解決方法を考えます。自分を傷つけることもよくないことです。

②物を壊さない：故意に学園や他の人の物を壊した時には、保護者の方に弁償をお願いする場合があります。

③勝手に園外に出ない：外出は職員が付添で行います。

無断外出（職員の許可なしの外出）した場合は、学園では、すぐに周辺を探索します。見つからないときは、家族に連絡するとともに、場合によっては警察に保護願いを出します。子どもが家に戻られた時は、すぐに学園に連絡をしてください。学園で見つけた場合には、家族に連絡をいれます。

以上を守れなかった場合は、職員も一緒に付き添い、自らの行動を振り返る為の期間を設けます。

(6) その他

①TVや新聞の取材を受けることがありますが、プライバシーに配慮します。

②実習生やボランティアを年間を通して受け入れています。

IV 学校教育

(1) 学校

小学生は明石市立清水小学校に、中学生は明石市立魚住中学校に転校となります。学園の敷地内の分教室に通います。

分教室は入所児童、通所児童が利用します。

(2) 授業

一般校と同様の時間割、学習内容ですが、個々のペースを尊重しながら進めていきます。

(3) 入学・卒業

原籍校（もともと通っていた地元の小・中学校）で入学、卒業となります。

(4) 進路指導

中3の進路指導では、本人の適性や家族の状況に合った進路選択を行います。施設内学級担任・担当者を中心に、原籍校・こども家庭センターと共に相談していきます。

<ご質問、ご相談について>

お子さんのことや学園とのやりとりに関してご質問やご意見があれば、遠慮なく担当職員にご相談ください。また、こども家庭センターともご相談いただけます。

家族担当職員（窓口）： _____

子ども心理担当職員： _____ 子ども生活担当職員： _____

苦情受付担当者： 参事 塩見 守、 次長 福田 義一、 支援員 前林 忠

苦情解決責任者： 園長 廣野 誠

こども家庭センター担当：

上記の担当以外にもご相談をしたい方は、第三者委員会という機関にご相談ができます。苦情解決責任者を通じてご利用できますので、お問い合わせ下さい。

第三者委員： 井上 忠仁（兵庫県社会福祉事業団監事）

中田 篤彦（元湊川女子短期大学教授）

<学園職員記入欄>

上記の説明をしました。 説明者氏名： _____

<保護者記入欄>

上記の説明を受け、了解しました。清水が丘学園の指導及び治療方針に協力します。帰宅中及び帰宅帰園途上の事故等については、保護者の責任で対処します。

平成 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)